

2024年2月

# 消費者情報

八代市（氷川町・芦北町）消費生活センター

電話：0965-33-4162



令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災されました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

また、被災者の救済と被災地の復興支援のために尽力されている方々に深く敬意を表します。

自然災害が起こると、被災地域、被災地域以外にかかわらず、災害に便乗した悪質な商法の相談が寄せられます。熊本地震や令和2年7月豪雨、台風の後、消費生活センターでも多くの相談が寄せられました。

今後も、自然災害に便乗した詐欺的トラブルや悪質商法が発生する恐れがあります。

不審な電話はすぐに切り、不審な訪問はきっぱりと断るようにしましょう。

## 相談事例

### 【事例1】火災保険の請求サポート

業者が自宅を訪問して来て、火災保険を使って台風で壊れた自宅の修理をする「保険金請求サポート契約」を勧められた。保険金が入ると屋根の気になっていた部分を修理しようと思い、契約した。その後、業者が屋根の写真を撮り、数日後に修理の見積書と写真が届いた。業者の指示通りにその見積書と写真を損害保険会社に送付した。すると、損害保険会社から火災保険を使った修理を勧める悪質商法の注意喚起文が届いたため、保険金請求は取り下げることにした。火災保険を貰わないなら修理をするつもりはないので、サポート契約のキャンセルを申し出たら、キャンセルできないと言われた。

#### 〈助言〉

契約書を確認するとクーリング・オフ期間内だったため、クーリング・オフ通知のハガキ作成を支援しました。また、相談者が業者から何か言ってこないかと心配されていたので、センターから業者に電話して、クーリング・オフすることを伝え、再勧誘しないよう申し入れました。

### 【事例2】被災者支援をうたった怪しい勧誘

- ・「震災の被災者を入居させたい。あなたが持っている有料老人ホームの利用権を購入して譲って欲しい」と電話があった。断るとののしられた。
- ・電話で「被災地を支援する会社の未公開株を買わないか」と勧誘された。
- ・市役所職員を名乗り「義援金を集めている」と電話があった。



## 消費者へのアドバイス

- ・「火災保険が使える」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- ・保険の適用対象かどうかや申請の手続きについては、加入先の保険会社に確認しましょう。
- ・契約前に契約内容や契約金額をしっかりと確認しましょう。
- ・市役所などの公的機関が、電話や訪問で義援金を集めることはありません。
- ・トラブルにあった場合は、消費生活センター等の公的機関へご相談ください。



### ★ 「消費者トラブルFAQサイト」のご案内 ★

国民生活センターにおいて、「消費者トラブルFAQサイト」が開設されています。

このサイトは、消費者トラブルにあわれた方に対して、FAQ形式で、トラブル解決を支援する情報を提供するとともに、相談窓口等を案内するものです。

消費者トラブルにあわれた方が、時間や場所を問わず、ご自身で解決方法を調べ、解決を図ることができるようなサイトになっておりますので、定期購入やネットでのトラブルなど、お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

- URL <https://www.faq.kokusen.go.jp/>



### ★ 八代市消費者見守りネットワーク協議会 協力団体募集 ★

八代市では、高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止・拡大防止、その後の継続した支援を図ることを目的に、行政機関、警察、福祉関係者、各種団体の関係機関と連携し、消費者の見守りに必要な情報共有・情報発信を行う八代市消費者見守りネットワーク協議会を設置しています。

協議会では、趣旨に賛同し、地域の見守り活動に協力していただける団体を募集しています。協力団体は、消費者被害を発見した場合に、消費生活センターに情報提供していただきます。被害回復等の支援については、協議会で対応させていただきます。

詳しくは市民活動政策課（0965-33-4482）までお問い合わせください。

#### 消費生活相談関連のご案内【令和6年3月分】

相談内容	開催日
無料弁護士法律相談 《予約制》	令和6年3月8日（金）、22日（金） 10:00～12:00 13:00～16:00
	予約は令和6年3月1日（金）午前8時30分から受付を開始します。 市民活動政策課 TEL：0965-33-4482までお電話ください。